

2026 年度

里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）事業計画

1. はじめに

乳児院がフォスタリング業務を担う強みは、乳幼児養育に関する「実践的な専門性」です。乳児院には保育士や看護師、心理士が常駐しており、愛着形成や発達の課題、日々の育児不安に対して、医学的・専門的な知見から具体的な助言を行うことができる。

また、施設を活用できる点も大きな特徴です。里親がリフレッシュや急用を必要とする際の「一時預かり（レスパイト）」先として乳児院が機能することで、里親は孤立することなく、安心して養育を継続できます。乳児院は「施設から家庭へ」という流れを支えるだけでなく、里親と施設が手を取り合う「チーム養育」の要になっている。

東京都の多摩地域において、立川児童相談所と八王子児童相談所の 2 か所のフォスタリング業務を同一法人等が受託することには、地域特性を活かしたメリットがある。（地域特性の詳細は 10～11 ページに示す）

都市部から住宅地まで幅広い層へ向けて普及啓発を一括して行うことで、多様な里親の確保に繋がる。次に、支援の質の向上と安定性である。2 つの拠点で蓄積された多様な相談事例やノウハウを共有・集約することで、より高度な支援体制を構築できる。

緊急対応時にも、法人のスタッフが相互にバックアップし合えるため、24 時間 365 日の寄り添い支援を安定して提供できる体制が整います。

このように、乳児院の専門性と、隣接する 2 つの重要拠点を一体的に支える機動力が組み合わせることで、里親家庭にとってより身近で、かつ多角的で切れ目のない支援が可能となっている。

フォスタリング機関 組織図

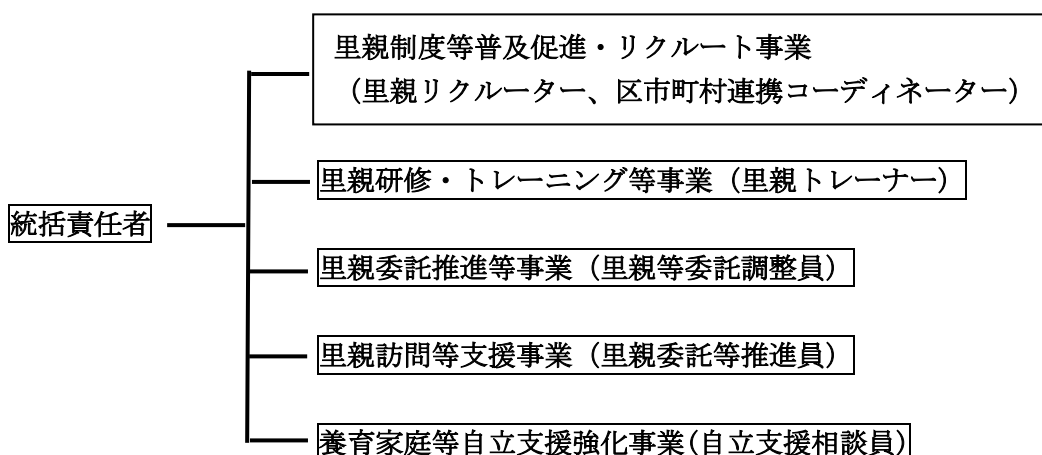


表 1. 役割分担（職種別）

職種	主な担当事業	主な役割
統括責任者	全体統括・品質管理	・事業全体の統括 ・関係機関との調整 ・支援方針の統一
里親リクルーター	普及啓発・新規開拓	・里親制度の普及啓発 ・新規里親の開拓 ・説明会の企画運営 ・地域資源への働きかけ
区市町村連携コーディネーター	普及啓発・地域連携	・市町村との調整 ・地域特性に応じた広報展開 ・地域関係機関とのネットワーク構築
里親トレーナー	研修・人材育成	・法定研修の企画運営 ・スキルアップ研修実施 ・参加しやすい研修形態の工夫
里親等委託調整員	委託推進・調整	・里親登録・更新手続き ・児童と里親家庭のマッチング ・自立支援計画書作成
里親委託等推進員	訪問支援・伴走支援	・里親家庭への定期訪問 ・相談対応・不調防止 ・一時保護委託支援 ・レスパイト調整
自立支援相談員	自立支援・アフターケア	・進学・就労支援 ・生活設計支援 ・措置解除後の継続支援

乳児院との連携

地域巡回心理士（乳児院）	専門支援	・里親・里子への心理支援 ・カウンセリング実施 ・専門的助言
--------------	------	--

2. 基本方針

(1) 里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育家庭を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者を開拓する。

(2) 都及び区市町村が主体となって実施する養育家庭体験発表会について、企画立案、体験発表者の選定等、実施に伴う業務を行う。

(3) 児童相談所における効果的な里親開拓の企画等を行う。

(4) 各受託団体等（社会福祉協議会、教育委員会、自治会等をはじめとした地域機関等）への普及啓発、広報事業を実施する。

(5) 里親希望者への事前説明の実施、関心のある者への継続的な情報発信や働きかけ等を行う。

(6) その他、里親登録拡大を行う上で必要な開拓を実施する。

3. フォスタリング機関の運営について

2つのフォスタリング機関が「同一法人のパートナー機関」として、地域特性を超えた同質の支援品質を担保するための取組みを進める。

情報の「標準化」と「共有」を推進する。情報の不一致を防ぎチーム養育の質を担保する。

スーパービジョン体制を整備し、第三者の助言を活用してケースの深掘りを行い、支援の質の標準化を図る。高度領域への対応を進めるため、性教育、トラウマケア、自立支援など、ニーズが高まっている専門領域の研修を強化し、得た知識を「組織の知識」として定着させるための共有フローを確立する。

(1) 会議について

新たな解決策を見出すことができ、同時に仕事の速度が上がる会議にする。

自由に意見を言い合うことができ、また次のゴールを設定できるようにする。

① 朝のミーティング 情報共有の場とする

② 水曜の会議

- ・各担当者からの現状報告やケース内容の共有などを行う。
- ・日常的な検討や確認事項の共有をする。

③ 本院の長時間会議

- ・時間をかける議題の検討を行う
- ・両フォスタリング機関の合同会議を行う

(2) 会計・諸届について

① 会計

- ・物品購入、稟議書、小口使用は基準に則り実施する。

② 出勤簿、超勤簿、日報、勤務変更届などは、規則に則り実施する。

③ 日報のルールを整理する

(3) チームワークについて

- ・会議等で、各自の役割を順番で全体にプレゼンする機会を持つ。現時点での役割や今

後やろうとしていることなどを話、お互いに共有できるようにする。

- ・お互いの役割を理解し、協力しあうことを心掛ける。
- ・引継ぎや報告事項で不明点がある場合はそのままにせず、確認し解決する
- ・統括は里親情報を把握し、それに伴う各職員の職務状況の理解把握に努める

(4) 外部機関（児童相談所、育成支援課、里親会等）との連携・協力について

① 児童相談所

- ・フォスタリング機関が成長し、児童相談所と対等に意見交換できる関係を築いていく。

② 里親会

- ・個人の対応がフォスタリング全体に影響することを想定し里親と対応を行う。要望なども個人の見解で回答せず、組織としての回答をするようにつとめる
- ・里親との交流内容について確認、見直しをする。また、支部会、サロンなどの内容確認を行う。

③ その他

- ・必要な場面で必要な判断を誰しもができるよう、フォスタリングの意図やビジョンを各自がきちんと理解する

(5) 勤務について

- ・率先して業務を勤務時間内に切り上げていけるようにする
- ・業務分担の実施。（そのためには個々の仕事をきちんと行う）
- ・夜間の相談、緊急一時保護に対応するための勤務体制を実施する。

(6) 愛恵会乳児院との連携

- ・本院に対して確認したい内容は担当窓口から確認。担当窓口外の内容は関わった人が問い合わせる。
- ・フォスタリング業務を理解、共感してもらえるよう細やかに状況共有を行う。そのために定期的に本院で会議を行い、必要に応じて事務などにも参加してもらう
- ・本院との良好な関係を構築し、新生児や乳児に関して助言を得てより良い里親支援に繋げていく

(7) 職員養成について

- ・職員は年に1回以上の業務に関連する外部研修に参加して、その専門性を高める。
- ・職員の経験値を高めたり新しい発想を生むためにも、フォスタリング機関内部でのジョブローテーションを実施したり、法人内での異動を実施する。

(8) 法人内フォスタリング機関の連携・標準化

- ・フォスタリング機関と乳児院の里親支援担当職員の会議を定例化する。
- ・里親支援に関わる情報交換やノウハウの交流などを行う。

① 運営体制の標準化と共同運営の強化

組織文化の差異を「仕組み」で解消し、支援の最低ラインを統一します。

- ・「共通の運営手引」の策定： 会議優先順位、緊急連絡ルート、記録様式、マッチングからフォローまでの標準ルートを明文化・統一を目指す。
- ・統括責任者の会議の定期開催： 管理職・リーダー層が集まり、課題分析や成功事例の共有、業務量の調整を行う。

② 研修体系の共同設計と知見の相互活用。

- ・年間研修計画の共同策定： 法定内外研修や新任研修を共同設計する。
 - ・「研修バンク」の構築： 過去の資料や講師情報を共有。
 - ・「合同スーパービジョン（SV）」の試行： 共通ケースを用いた多職種検討会を行い、多角的な視点から支援の質を向上させます。
- ③ 普及啓発・リクルートの戦略的共同展開
- それぞれの強みを活かした広報を展開する。
- ・広報方針の統一： メインメッセージ、SNS 投稿基準、効果測定指標（アクセス数等）を共通化し、法人としての発信に統一感を持たせます。
 - ・地域特性による役割分担：
 - 立川： 広域（複数市町村）をターゲットとした統合キャンペーンを主導。
 - 八王子： 都市型モデルとして、学校・教育機関等との密接な協働を推進。
 - ・コンテンツの相互利用： PR 動画、4 コマ漫画、出前講座資料等の共有により、制作コストの削減と質の平準化を図る。
- ④ 支援業務の標準化と「チーム支援」の深化
- 属人化を排除し、難易度の高いケースにも組織的に対応できる体制を構築する。
- ・「共通支援水準」の整理： マッチング判断基準、交流計画、不調リスクの早期発見指標を標準化します。
 - ・高度ケースへの「合同ケース会議」： 障害児、思春期、多問題家庭等の困難事例に対し、両フォスの人材で合同 SV や助言を実施する。
 - ・「複数体制」の整備： 調整員と推進員の連携など、常に複数人でケースを抱えることで支援の連続性を確保する。
- ⑤ 外部機関（児相・里親会）との連携モデル構築
- 外部環境の変化に左右されない連携体制を構築する。
- ・「児相連携標準フロー」の共有： 毎朝のミーティング方法や緊急度別チャートを共通化し、どの児相に対しても一貫した対応を示す。
 - ・里親会との協働モデル： 役割分担表を作成し、サロンやイベントの開催など、組織的な協力関係を構築する。
 - ・連携会議（立川・八王子）の推進： 課題共有を行い、支援方針のすり合わせをする。

表 2. 法人内フォスタリング機関の連携・標準化の要点

項目	主な内容
法人内連携の基本	フォスタリング機関と乳児院里親支援担当による定例会議を実施し、情報共有と連携を強化
① 運営体制の標準化	共通の運営手引を整備し、統括責任者会議を定期開催して運営の統一を図る。合同会議を実施
② 研修の共同化	年間研修計画を共同策定し、研修資料・講師情報を共有、合同 SV を実施
③ 普及啓発・リクルート	広報方針を統一し、地域特性（立川・八王子）を活かした共同広報を展開

④ 支援業務の標準化	共通支援水準を設定し、困難ケースは合同ケース会議・チーム対応で支援
⑤ 外部機関連携	児相・里親会との連携フローを標準化し、定期的な連携会議を実施

4. 児童相談所との協働について

(1) 協働の現状と課題

- ・児童相談所内の一区画がフォスタリング機関職員用に割り当てられていることで、児童相談所職員とのコミュニケーションが取りやすく情報が入りやすい。反面、自由に発言しにくい面や児童相談所内の機関であることでの制約がある。
- ・業務内容により、児童相談所との関わりに強弱がある。児童相談所が担っていた業務をフォスタリング機関の職員が引継ぎ、児童相談所職員と一緒に担うようになっていることから、児童相談所の関与が強い。

(2) 児相との役割明確化：

- ・毎朝のミーティングや密接な連絡体制により、「誰が・何を・どこまで」担うかを明確にし、児相との認識ギャップを無くしていく。

5. 里親に対するサービスの質と量について

(1) 里親会とのパートナーシップ

- ・サロンの共同開催や広報誌での発信を通じ、里親にとって「身近で頼れる専門機関」としての信頼関係を深化させる。

(2) 里親からのニーズに応えるために

- ・里親は民間機関であるフォスタリング機関に「児童相談所にはできなかった動き」を期待しており、それは量的な面では夜間・休日の対応であり、質的な面では児童との長期的な関わりやより里親子に近い立場での支援である。
- ・民間機関ならではの、親しみやすく、フレンドリーな関わりを進め、里親子が気軽に相談できる窓口を提供する。
- ・緊急なサポートが可能な体制を整えるなどして、里親子が急な事情で支援を必要とする場合にも柔軟に支援を行う。
- ・里親が子どもを育てる過程で長期間にわたる支援が求められることから、長期的に継続したサポートを提供する。
- ・これらを実現するためにはフォスタリング機関内の限られた人的資源のみでは困難で、法人としてのバックアップ体制の整備やケアワーク・ソーシャルワーク経験豊富な職員の配置が必要である。

6. 個別の事業の実施について

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業（里親リクルーター、区市町村連携コーディネーター）

- ① 里親の新規開拓及び普及啓発などに関する取り組み

地域の行政数や地理的条件に合わせた普及啓発を行う。

- ・里親制度説明チラシ、普及啓発グッズ（風船、ボールペン、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、ファイルバッグ等）の配布。大規模イベントへの参加や、駅前等人が集まりやすい場所を狙う。
- ・各市町村で人気のあるカフェ、調剤薬局、スーパー、神社仏閣などを個別に訪問して、ポスター掲示やチラシ配布への協力を募る。
- ・SNS（ツイッター等のソーシャルメディア）を利用したフォスタリング機関活動の報告をすることで、多くの人に里親制度に対する関心を高める。
- ・オンラインまたは対面での制度説明会を月2回以上のペースで計画する。その際にはやりがいとともに大変な面も含めて、なるべく里親としての具体的な生活がイメージできるように工夫する。

② 養育体験発表会の実施

- ・児童相談所管内に所在する乳児院・児童養護施設の職員向けに養育体験発表および制度説明会を実施することで、施設入所中の児童をより一層里親委託に結び付けられるようにする。
- ・各市町村にて例年実施している養育体験発表会を実施する。自治体の計画段階に、より効果的な普及啓発の場となるようフォスタリング機関として提案を行う。

③ 里親・地域関係機関との連携

- ・年度当初には、児相の養育家庭専門員と共に各子ども支援センターを回り、里親子の情報提供や啓発活動についての共有を行う。
- ・各市町村職員や学校教職員向けに里親制度に関するビラを配布したり、フォスタリング機関の説明をすることで、里親子の地域社会での暮らしやすさの向上を目指す。

（２）里親研修・トレーニング等事業（里親トレーナー）

個別訪問による誘導や、地域別の「ミニ研修」など、里親が参加しやすい形式へ改善し、法定外研修への参加率向上を目指す。

1) 里親法定研修

認定前研修、登録後研修、登録更新時研修、受託後研修、専門養育家庭研修、乳児委託研修を実施する。前年度の受講状況や里親登録認定部会のタイミングを踏まえて、それぞれの研修の適切な実施時期や回数を決める。

親族里親は、親族に特別な事情があるため里親登録していることから、グループディスカッションにおいては配慮を要するので、それらの方に配慮した研修を用意する。

令和7年度から東京都も里親の登録有効期間が5年間に変更されるため、法定研修の間に任意受講の研修を企画提案する。

2) スキルアップ研修

認定こども園等での施設実習と真実告知の体験談発表を実施する。フォスタリングチェンジプログラム「FCP」の研修を受講してファシリテーターを増やす。

（３）里親委託推進等事業（里親等委託調整員）

①新規登録

リクルーターの制度説明、トレーナーの研修業務と密接に関連していることから、各担当者間の情報共有と協働を進める。

② 登録更新手続き

親担当児童相談所福祉司、養育家庭専門員、フォスタリング機関職員と協力して業務にあたる。

③児童と里親家庭のマッチング支援

児童相談所親担当福祉司・養育家庭専門員、里親委託等推進員と協働しながら実施する。

④自立支援計画書の作成

里親委託等推進員と協働しながら作成する。

⑤里親委託等推進委員会

年2回の予定。里親委託推進に向けて実のある話をするために、フォスタリング機関各職員から具体的な提案を行う。

（４）里親訪問等支援事業（里親委託等推進員）

「委託して終わり」ではない、不調防止と自立を見据えた伴走支援を行う。

アセスメントの質向上：調整員と推進員が連携し、委託前のリスク察知から委託後の不調防止までを一貫して行う。

①里親からの相談受付等

- ・定期的な訪問以外に、里親のニーズと要望に応じて訪問や電話連絡を実施する。
- ・支部役員会に統括及び職員が定期的な参加することで、情報交換の場とする。

②里親家庭への訪問支援等

- ・心理士による専門的なカウンセリングを里親、里子に実施する。

③里親等による相互交流（里親サロン、勉強会等）

- ・フォスタリング機関主催、支部との共催による里親サロンを実施する。里子が楽しめる活動的なプログラムや、里親が懇談したり知識を得ることのできる機会とする。
- ・養子縁組里親対象の真実告知に関する講義や懇談の場を設ける。

④養育体験の実施

- ・未委託家庭のスキルアップを目的に、乳児院・児童養護施設での体験・講義を実施する。

⑤一時保護委託の支援

- ・一時保護所の満床の状態が続いており、里親宅を一時保護先として活用することが求められている。子ども担当福祉司に一時保護委託が可能な里親の情報を提供したり、里親との連絡調整、委託後の里親と一時保護児のフォローをする。

⑥育児家事援助者派遣事業の実施

- ・里親からの要望に応えられるよう業者と契約して条件整備をする。必要な場合。フォスタリング職員が保育者として里親宅を訪問する。

⑦レスパイト・ケア事業（一時的にケアを代理し、休息を与える里親家庭支援）

- ・里親からの利用希望をアセスメントして、必要性や里親の養育力も含めて利用の可否を決定する。

（５）養育家庭等自立支援強化事業（自立支援相談員）

切れ目のない自立支援： 高校生以降の進路・就労支援を重点課題とし、学費シミュレーションの作成や外部団体との連携など、実利的なサポートを早期から実施する。

①里親子への情報提供・相談援助

- ・奨学金制度や就業支援に関する情報収集に努め、最新情報を提供できるようにする。

②里親委託児童への相談援助

- ・中学生、高校生を対象に進学、就職に関わる支援をする。またその他求められる支援をする。

③高校中退児童の再進学・就労支援

- ・生活の具体的なシミュレーションをし、学校、企業との連絡調整をすることで児童が孤立しないようにサポートする。

④措置解除児童に関する相談援助（アフターケア）

- ・委託解除後、10 年間を対象に支援を行う。
- ・他の支援機関とつながりがある対象者は、当該の機関と情報を共有して支援をする。

7. フォスタリング機関の事業展開について

（1）施設への転換への対応

改正児童福祉法の実施により、2024 年 4 月に児童福祉施設「里親支援センター」が創設された。東京都は、移行期間を設けてフォスタリング機関から里親支援センターへの転換を、順次進める予定である。

現行のフォスタリング機関と里親支援センターでは職員配置に差異があることから、転換に向けて東京都との調整が必要である。都の動向を把握して、里親支援センターへの転換に対応した取組みをすすめる。

（2）2つのフォスタリング機関が目指す共通ビジョン

「地域差があっても、子ども・里親に届ける支援は同じ水準を」

① 標準化 - 仕組みで支援の質の差をなくす

運営・研修・支援プロセス・記録様式・連携方法を共通化。

② 専門性の相互補完 - 人材の強みを共有

合同 SV、合同運営会議、研修共同企画、支援水準の明確化。

③ 地域に応じた差別化 - 広域支援×都市型支援の相乗効果

立川：広域・多自治体の調整力

八王子：学校・都市コミュニティとの連携力

→ 強みを持ち寄ることで、法人としてのフォスタリング力を最大化する。

立川児童相談所と八王子児童相談所の管轄地域の特徴

I. 立川児童相談所

管轄地域：立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

立川児童相談所は、立川市を含む 11 市町村という広大なエリアをカバーしている。

項目	数値（概数）	備考
総人口	約 75.2 万人	11 市町村の合計
児童数（18 歳未満）	約 10.1 万人	都内児相の中でも上位の規模
管轄面積	622.55 km ²	都内最大級（西多摩の広大な山間部を含む）

- ① 管轄面積が極めて広く、地域特性が多様：11 もの自治体を抱えて、「高度な都市機能」と「豊かな自然・過疎地」の両方に対応する特殊な運用が求められる。
- ② 負担人口が 23 区の区立児相の 2～3 倍（港区：約 26 万人、中野区：約 34 万人など）
- ③ 支援体制の多層化（3 地域担当制）：各市町村の窓口（子ども家庭支援センター等）との連携を密にする工夫

八王子児相との比較：面積が 3 倍で移動距離が長い。小規模区の移動は自転車の距離。

現状：立川児相は、東京都内で最も「多様な顔」を持つ区域を管轄。23 区が「1 区 1 児相」へと移行しよりきめ細かな体制にシフトする中で、立川児相はいかに広域かつ複雑なニーズをこぼさず拾い上げるかが課題。

II. 八王子児童相談所

管轄地域：八王子市、日野市

八王子児童相談所は、2 市を管轄している。

項目	数値（概数）	備考
総人口	約 77.4 万人	八王子市（約 58.0 万）＋日野市（約 19.4 万）
児童数（18 歳未満）	約 11.5 万人	23 区の大規模児相に匹敵する規模
管轄面積	212.44 km ²	八王子市の広大な面積が特徴

- ① 「中核市」八王子市との特殊な関係：中核市は自前で児童相談所を設置する権限を持っているが、東京都（八王子児相）がその業務を担っている。
- ② 児童数の多さと高い相談ニーズ：子育て世代も多いため相談件数は都内でも上位。
- ③ 一時保護所の機能と「広域支援」の役割：一時保護所が併設され近隣自治体からの緊急受け入れを支える多摩地域のセーフティネットとしての役割を担っている。

立川児相との比較：立川児相が「11 市町村」という広域自治体をカバーするのに対し、八王子児相は「2 市」に集中している分、各市の「子ども家庭支援センター」との顔が見える関係性が強く、機動的な対応がしやすい構造といえる。

今後の展望：「多摩格差」を是正し 23 区並みのきめ細かな支援を行うため、児相の増設や管

轄の細分化が進んでいる。八王子児相はそのモデルケース的な役割も果たしている。

Ⅲ. 里親・里子の状況

① 八王子児童相談所（12月23日現在）

里親数：養育家庭：57 家庭 養子：24 家庭 親族：2 家庭 ファミリーホーム：3 家庭

委託家庭数：養育家庭：42 家庭（親族、ファミリーホーム含む）

養子：8 家庭（現在縁組申し立て前～申し立て中のご家庭）

委託児童数：養育家庭：52 名 養子：8 名

② 立川児童相談所

里親数：養育家庭：48 家庭 養子縁組家庭：20 家庭（うち二重登録4） 親族：3 家庭

ファミリーホーム：7 家庭

委託家庭数：養育家庭 52 家庭（親族、ファミリーホーム含む） 養子縁組家庭：6 家庭

委託児童数：養育家庭：86 名 養子縁組家庭：8 名

※参考

③品川区児童相談所(12月1日現在)

里親数：養育家庭：21 家庭 養子：17 家庭（内二重登録6 家庭） 親族：0 家庭

委託児童数：養育家庭：12 名 養子：2 名 ファミリーホーム：1 名

④ 中野区児童相談所（3月31日現在）

里親数：養育里親：23 養子縁組里親：4

委託家庭数：養育里親：17 養子縁組里親：1

委託児童数：17 （区外里親委託：8）

エリア別の特徴

① 立川・八王子の特徴

- 里親数・委託児童数ともに多く、量的規模が大きい
- 養育家庭・養子縁組家庭・ファミリーホームがバランスよく存在
- 登録里親が実際に委託につながっている割合が高い
- 広域をカバーするため → マッチング・調整・支援の「業務量」が多い
- フォスタリング機関の組織的・標準化された支援が不可欠

② 中野・品川の特徴

- 里親登録数・委託児童数ともに小規模
- 品川は、養子縁組希望は比較的多いが、実委託は少数
- 中野は区外里親への委託が多い（地域内資源が不足）
- 基礎自治体型のため → ケース数は少ないが、個別調整・顔の見える関係性が重視